

## 原著論文

## 発達段階によるいじめの特徴と学校の対応

The support by the school and the characteristic of the bully  
by the development stage曾我部 和広 (白百合女子大学)  
Kazuhiro Sogabe (Shirayuri University)

## はじめに

学校では、「いじめはどこでも起こりうる」という考えの下に様々な取り組みをしている。本稿では、東京都下のA小学校での取り組みを紹介しながら考察する。

A小学校では、毎朝「おはようございます」の声、校門で響いている。1年生から6年生までの縦割り班児童による挨拶運動を行っている。担任は登校して来る児童を教室で迎える。また、「サ(さようなら)ア(ありがとう)ゴ(ごめんなさい)オ(おはよう)ダ(だいじょうぶ)」を合言葉に、6年間思いやりのある言葉を使うよう全校で取り組んでいるが、これにより耳をふさぎたくなるような言葉は聞かれなくなったと言う。

学校は集団の中で、児童が伸び伸びと個性を発揮し、日々安全で安心して生活できる場でなければならない。ところが、児童の安全・安心を脅かす「いじめ」の問題は後を絶たず、表面に現れにくく捉えにくいという性質のため、発見が遅れることがある。

そのため、日頃から全教職員で児童の生活の様子をきめ細かく把握し、緊密な情報交換を行い連携協力して、早期発見・早期の効果的な指導に努める必要がある。「いじめはどこにでも起こりうる」という認識と問題意識をもって、学校の組織(学校サポートチーム等)の積極的な活用を図るとともに、全教職員が一致協力して、責任をもって取り組むことが必要である。

## 1. 組織で取り組む発見と対策

## (1) いじめを察知するために(早期発見)

東京都教育委員会では、一年に3回「ふれあい(いじめ防止強化)月間」として学校・学級の取り組み事例を示しながら、アンケート調査を行っている。いじめは、全件数、再発件数が報告の対象である。

A小学校では独自の学校生活アンケートをこの取り組みに合わせて、6月、10月、2月の年3回実施し、いじめの把握といじめに対する子供たちの意識の調査を行っている。

低学年・中学年・高学年と発達段階に合わせて質問内容を変え、児童から記述式で回答を得ている。各クラスの担任は、記述内容からいじめや暴力等を感じた時は、児童と面接を行い、さらに詳しい状況把握を行う。状況から複数の学年・クラスが関係したり、他学年に及んでいたりするトラブルと判断された場合は、学年・学校の組織で対応する。学校生活アンケートは、管理職にも回覧され、二重、三重にチェックを行い、児童の訴えを見過ごさないようにしている。

○発達段階と学校アンケートに見られる、各学年の状況

## ① 低学年(7～8歳)の発達段階でのいじめの特徴

幼稚園や保育園という小さい集団から、小学校という大きな集団に入ることで、子供たちに様々な不適応が起こることを指して「小一プロブレム」と呼ばれている。一クラスの人数が増え、いろいろな園からの友

達と触れ合うこと、教科学習が始まり、時間の規制の中で学習したり学校生活を送らなければならなかったりすることなど、今まで自由に生活できていた環境が大きく変わり、そこから生じるストレスから友達とのトラブルが増えると考えられる。

低学年の発達段階での特徴は、自己中心性が強いいため、相手のことがまだ考えられず、自分の要求を中心に友達とかかわろうとするとところにある。自分の意にそぐわない友達の行動は、すべていじめとする傾向がある。「一緒に遊ぼうとってくれなかった」、「消しゴムをかしてくれなかった」等が主な訴えになる。訴えに対して双方の言い分を確認し、誤解をとくことで解決に導かれることが多い。

仲間外れやいやがる呼び名を使うなど、上学年に繋がるような行為も時々みられるが、陰湿なものや隠ぺいに走るものは少なく、周囲からの訴えや担任の把握もしやすいのが特徴である。

## ② 中学年（9～10歳）の発達段階でのいじめの特徴

この時期になると学校生活にも慣れ、行動範囲も広がり、他学年との交流も始まる。そのため、いじめの訴えが同学年に留まらず幅が出てくる。また、低学年から見られていた「排除を伴ったいじめ」が更に増える。仲間外れ、無視、「うざい」、「きもい」などの言葉にあらわれる攻撃である。もう一つの特徴は、この頃から加害者の姿が見えにくいいじめが始まる。クラスによっては、不定期だったり、連続して行われたりするが、靴や上履き、筆箱、消しゴム等が隠されたり、傘などが壊されたり、机や掲示物に落書きをされたりと、姿の見えにくいいじめも起こるようになる。

## ③ 高学年（11～12歳）の発達段階でのいじめの特徴

グループ化が進む高学年では、小グループ内で序列がつくられ、グループ内の誰かをいじめることで、連帯感を高め集団の安定を図ろうとする。一対一の「いじめる—いじめられる」の関係から、同調する児童が出たり、見て見ぬふりをする「傍観者」が増えたり、周囲を巻き込んだ集団のいじめへと発展する可能性がある。また、同一グループ内で起こる「いじめる—いじめられる、仲間外し」の関係は、グループ内の人間関係から、関係の逆転やいじめの対象が変わるため、対応の難しいケースも出てくる。

また、東京都ではスクールカウンセラーによる全員面接を小学5年生、中学1年生、高校1年生に行っている。その中で発見されたたいじめや、スクールカウンセラーが行っている行動観察から寄せられた情報や担任の発見、児童や周囲の児童からの直接の訴えや相談、保護者からの訴えや相談、関係機関（市や区の教育相談、子ども家庭支援センター等）からの連絡、登下校中、放課後の様子等地域からの連絡や相談も、いじめの兆候を察知するためには重要である。

いじめは、学年、状況、程度、背景等の違いで、指導法も変わってくるが、「いじめ」は、人間として絶対に許されないという認識を徹底して1年生から伝え、見て見ぬふりをする場合も加害者と同様であることを指導する。

## (2) 校内体制を活用し解決を目指す（早期対応）

いじめやその兆候を察知したら解決に向けて、学校の基本的な姿勢を明確にし、組織的に取り組んでいく。起こっているいじめの重大性をすべての教職員が共有し、管理職を中心とした学校サポートチーム（生活指導部会、いじめ対策委員会、教育相談部会等学校の実態に合わせた組織）を中心に解決にあたる。

### ① 察知したいじめについての共通理解

今どんなことが起こっているのか、状況、程度、動機、背景、集団の構造等を明らかにする。

### ② 対応方法の検討

対応の方法について意見交換を行う。また、報告・相談・連絡・確認が円滑に行われるサポート体制をつくる。十分に意見を集約して指導の流れと役割分担を学校サポートチームで決め、全教職員の共通理解の下、児童への対応、保護者への対応、心のケアまで迅速で的確な対応を行う。

### ③ いじめの状況の把握

学校サポートチームを中心に学年・担任との情報・意見交換を行う。いじめられている児童、いじめている児童もしくは、そのグループのメンバーから事情聴取を行う。その際に、いじめられている児童を支援で

きそうな児童や状況を冷静に判断できる力のある児童からも情報を収集するなどして、総合的にいじめの実態を判断できるようにする。聞き取りに際しては、共感的理解のもとに、学年主任と担任、生活指導主任と担任というように複数の教員で慎重に行う。

#### ④ いじめられている児童への対応

正確な状況判断を基に、いじめられている児童の保護を最優先にして対応を進める。児童を温かく受け入れ、いじめから全力で守ることを約束する。いじめられている内容や、つらく苦しい思いなどをしっかり聞くことで安心感をもたせる。

#### ⑤ いじめている児童への対応

学年、状況、程度、背景等の違いで指導法も変わってくるが、いじめの事実を確認するとともに、いじめてしまった気持ちや背景を聞き、その原因を取り除くことによって心のケアを行い、教師との信頼関係を作ると同時に保護者との連携も行う。そして「いじめは、人間として絶対に許されない」という認識を徹底して指導し、いじめを繰り返させないようにする。また、いじめることが相手をいかに傷つけ苦しめることになるのかといった、いじめられている児童の気持ちに気付かせ、心から謝罪できるようにさせる。

#### ⑥ いじめられている児童の保護者への対応

いじめられている児童の保護者には、スクールカウンセラーを含めた関係諸機関との連携を密にするとともに、児童や保護者が何でも相談できる学校全体の雰囲気作りや相談機能の充実を図ることを知らせ、学校がしっかり注意深く様子を見守り、再発防止策を講じていくことを約束する。

#### ⑦ いじめている児童の保護者への対応

「共に問題を解決するように考える」という姿勢で話し合う。保護者からは、これからの家庭での対応や学校に望むことなどを話してもらい、具体的な対応策を相談する。いじめた相手との間に身体的・物理的な問題が生じている場合は、責任を取ることも必要になることを伝える。

#### ⑧ 解決後の対応

いじめが解決したとみられた場合も、継続して十分な注意を払い、定期的にいじめの調査を実施し、状況の把握に努める。さらに、スクールカウンセラーによる行動観察、休み時間のふれあい、給食を一緒に食べるなど、いじめられた児童も、いじめた児童もともに心の安定が図れるように、スクールカウンセラーとの連携を深め、校内の教育相談体制を継続する。

## 2. いじめを生まない指導体制の確立（重大事態への対処）

### (1) 教師の姿勢

「まさかいじめではないだろう」と思っていると、対応も発見も遅れてしまう。「いじめかもしれない」という意識のもち方が発見を早める。教師の意識の変化を促す校内研修を計画し、都教育委員会から配布されている各種いじめ防止関連冊子やDVDを活用すると共に、地区教育委員会と連携して行う。

いじめ発見のポイントとして挙げられる内容（表情、態度、学習、体調、服装、持ち物、金銭、言葉、行動、遊び、友達関係、教師との関係）を理解し、健康観察や学校生活で児童を観る時の視点とする。また、教師が、日常的に無意識に使っている言葉や行動が児童を傷つけたり、いじめを助長させたりするものになっていないか自己評価をしたり、学年会や研修会等で相互評価を行う。

いじめは本人やそれを察知した周りの児童が大人に伝えることも、いじめの早期発見のためには必要である。大人に相談しようと思う「信頼関係」を教師や養護教諭、スクールカウンセラーと築いていけるよう、日頃から正しい判断、適切な指導、児童へのサポートを行っておくことが必要である。

また、いじめは、大人の見えていない時に起きることが多い。教室等を含む校舎内外の環境を整備し、どの教室にも死角を作らないようにする。また、人の目の少ない、いじめが行われやすい場所を無くし、生活指導部で看護当番体制を図り、全教職員での見回りを行う。危機管理を徹底し、対策を講じることでいじめを生まない学校となる。

## (2) 学級経営と授業

学級の安定はいじめを生じにくくする。構成的グループエンカウンター、アサーションなどのソーシャルトレーニング、校外で行うプロジェクトアドベンチャー、人間関係ゲームなどを取り入れることで、子供たちの社会性を育て、コミュニケーションの質を高めることができる。また、日々の朝の会、帰りの会、授業の中で、互いに児童が交流しコミュニケーションを図る活動を多く取り入れことで、学級への児童の満足度を高めることができる。加えて、自分や他の人の大切さを認め、実際の態度や行動に表れるようにする人権教育や心を育てる道徳教育を推進する。これらの活動は学校全体で取り組むことで効果を上げる。

## (3) 学校行事・特別活動

児童全員が同じ目的で、心を一つにして取り組む学校行事の充実、活動を通して児童がコミュニケーションを深めチームワークを必要とするため、いじめのない学校をつくる大きな要因となる。移動教室では、プロジェクト・アドベンチャー等を活用し、つながりを深める活動を行う。

また、縦割り班による異年齢集団活動を実施し、児童が互いに遊んだり、大縄や縄跳び等に挑戦したりできるように活動内容を計画する。異年齢集団活動を通して、自分より年少の児童を大切にできる心が育まれ、自然に言葉遣いも優しくなっていく。常時活動とすることで、児童の気持ちや人間関係を安定させることができる。

## (4) 発達特性に課題のある児童の理解

ASD（自閉スペクトラム症）、SLD（限局性学習症）ADHD（注意欠如・多動症）や明確な診断は出ていないが、発達特性に課題があり、こだわりが強かったり、場の雰囲気合わない発言をしてしまう児童も、いじめに巻き込まれたり、いじめをする子として問題視される場合がある。発達特性に課題があるために、それらに起因していじめの対象になったり、いじめる側になったりするため、児童の特性や困難を捉え、危険を把握して、周囲の理解を促すことで、いじめを防ぐことができる可能性は高い。

発達特性に課題のある児童の場合は、二次障害に発展したり、成長してからもフラッシュバックに悩まされたりする場合もある。発達特性に課題のある児童に対して、課題の状況を正しく理解し、執拗なからかいや意識的な仲間外れを作らないようにしっかり見守っていく体制作りも必要である。

低学年の内から質の高い集団を形成できるよう、「仲間はずれをしない」「人の嫌がることはしない」「自分がされて嫌なことはしない」等のルールを守るよう取り組む。どの子も大切にされる人間関係を構築し、発達特性に課題のある児童をクラスの一員として、受け入れていけるような学級作りを学校全体で行っていく。

## 3. いじめのない学校のために（未然防止）

### (1) 危機管理としての対策例

A小学校では、午前五時間授業を実施し、朝は担任が直接教室で児童を迎える体制をとっている。児童が登校すると、ランドセルを置き、提出物を担任に渡し、健康観察・朝の会の後すぐに授業が始まる。全校で講話を聞く会（全校朝会にあたる）や全校集会（児童集会）は、すべて午後に行っている。これにより、児童は毎朝同じリズムで一日が始まる。

また、給食終了後、児童の動きがバラバラにならないよう、大人の目の届かない時間を少なくすることと、心を落ち着けてから清掃活動に入るというねらいで、給食後五分間読書を全校活動として位置付けて実施している。

集中力のある午前中に五時間が終わり、午後は一時間しか授業がないため、ゆとりのある放課後は、「〇〇タイム」という補習学習を実施し、担任は児童と触れ合う時間を確保し、児童の変化を見取ることができるようにしている。

教室配置は、1年生と6年生が同じ階で兄弟学年、違う階に5年生・2年生・3年生、さらに違う階に4年生というようにしている。隣接学年を努めて同じ階にしないようにすることで、低学年への思いやりの心が育

つとともに他学年に広がるいじめの芽を防ぐことができる。

## (2) 日常的な取り組み

情報化の影響は、いじめの質を変えている。小学校高学年でも、携帯電話を利用したメールや、匿名性が高く不特定多数が見る場に公開できるサイトやブログに、いろいろな書き込みをしたことで、ネット上のいじめに発展するケースもある。さらに、いじめが、一つのクラスにとどまらず他学年、中学校へと引き継がれることもある。これらへの対策として、東京都では、「SNS 東京ルール」が策定され、指導資料も配布されている。これの活用も大事な取り組みの一つである。

また、「いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり」が大切である。文部科学省のいじめの定義は、「心理的・物理的な攻撃を受け、精神的な苦痛を感じているもの」である。

いじめは「絶対にゆるさない」という毅然とした態度で臨み、学校にいる児童が一人として嫌な思いをしないように、危機管理をしっかり行うとともに、低学年から心を育て、ルールを教え、自分も人も大切にし、かけがえのない命を守り、望ましい人間関係を構築していけるような教育活動に取り組むことが、いじめのない学校を作ることにつながる。

## 4. まとめ

「いじめ」は、人権侵害であり、絶対に許されない行為である。しかし、現実には存在しており、重大事態にまで発展した例も後を絶たない。この現実を踏まえながら、いじめのない学校を目指さなければならない。そのために、東京都教育委員会が提供する各種資料を参考に、A 校に見られるような取り組みが各学校で行われている。

東京都教育委員会（平成29年2月）発行の「いじめ総合対策 [第2次] 上巻 [学校の取組編]」<sup>1)</sup> 第1章で「いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント」として、（引用 pp.8-9）

【ポイント1】 軽微ないじめも見逃さない（教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知）

【ポイント2】 教員一人で「抱え込まず、学校一丸となって取り組む（学校いじめ対策委員会）を核とした組織的対応）

【ポイント3】 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す（学校教育相談体制の充実）

【ポイント4】 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする（いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成）

【ポイント5】 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る（保護者との信頼関係に基づく対応）

【ポイント6】 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する（地域、関係機関との連携）

が記述されている。

いじめ防止の取組を推進するに当たっては、

- ◆ いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ◆ いじめの行為の重大性や緊急性（加害の子供の故意性、継続性等を含む。）及びその行為により受けた被害の子供の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ◆ 行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

としている。

学校現場には、まだまだ「いじめ」に対する認識に温度差がある。残念ながら、教育委員会からの資料が活用されず、眠ったままの学校が少なからず存在している事も現実である。

教員養成を行っている大学においても、養成の過程で「いじめ」に対する認識・理解を学生にしっかり指導し、指導力を身に付けさせることで、「いじめ」対策に貢献できる教員を育成できると考える。

## 引用文献

- 1) いじめ総合対策【第2次】上巻〔学校の実践編〕東京都教育委員会（2017年）

## 参考文献

- 人権教育プログラム（学校教育編）東京都教育委員会（2010, 2011, 2012, 2014, 2017年）
- いじめ問題に対応できる力を育てるために—いじめ防止教育プログラム— 東京都教育委員会（2014年）
- いじめ総合対策【第2次】下巻〔実践プログラム編〕東京都教育委員会（2017年）
- 友だちをいじめる子どもの心がわかる本 講談社（2008年）
- 児童心理 金子書房（2007年4月）
- 臨床心理学第7巻第4号（2007年7月）

## 【英文要旨】

The forms of the bullying are different by stages of development.

I introduce an action to get rid of bullying going for in A Elementary School.

Measures to the bullying that Tokyo Board of Education goes for.

A document is distributed by the Board of Education, but the schools which are not utilized appear.

In a teacher training, it is necessary to teach a corresponding method to the bullying for a student.